第二条　医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。			
報告内容		報告単位	報告方法
医療機関機能（医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項に規定する医療機関機能をいう。以下同じ。）	一　法第三十条の十三第一項第一号に規定する基準日における医療機関機能	病院又は診療所	規則第三十条の三十三の六第二項に規定するファイル等に記録する方法（以下「ファイル等に記録する方法」という。）
	二　法第三十条の十三第一項第二号に規定する基準日後医療機関機能	病院又は診療所	ファイル等に記録する方法
病床の機能（法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	三　法第三十条の十三第一項第三号に規定する基準日病床機能	（略）	ファイル等に記録する方法
（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第九の十の(2)ト又は同(4)ハの日常生活機能の評価をいう。ワにおいて同じ。）が十点以上又はＦＩＭ総得点（同（2）ト又は同（4）ハに規定するＦＩＭの得点の合計数をいう。ワにおいて同じ。）が五十五点以下であった者の数			
ワ・カ　（略）		（略）	（略）

改正前			
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。			
報告内容		報告単位	報告方法
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
病床の機能（医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の三第二	一　法第三十条の十三第一項第一号に規定する基準日病床機能	（略）	規則第三十条の三十三の六第二項に規定するファイル等に記録する方法（以下「ファイル
（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第九の十の(2)ト又は同(4)ハの日常生活機能の評価をいう。ヲにおいて同じ。）が十点以上又はＦＩＭ総得点（同（2）ト又は同（4）ハに規定するＦＩＭの得点の合計数をいう。ヲにおいて同じ。）が五十五点以下であった者の数			
ワ・カ　（略）		（略）	（略）